

複合構造委員会運営細則

平成18年1月26日 制定
平成20年6月27日 改正
平成24年1月25日 改正
平成24年9月29日 改正
平成31年1月23日 改正
令和5年1月20日 改正
令和5年8月10日 改正
令和7年1月27日 改正

第1条 目的

この複合構造委員会運営細則は、複合構造委員会（以下、「委員会」という）の運営について定める。

第2条 委員会

(1) 組織

委員会には、事業遂行のために幹事会をおく。また、研究、調査等委員会の事業を推進するために常設小委員会、研究小委員会、および必要に応じて受託研究小委員会をおく。

(2) 委員会の開催

委員会は原則として年2回開催する。

(3) 委員

委員は65歳以下とする。ただし、委員在任中に65歳を超えた場合はこの限りでない。

(4) 委員長

委員会の委員長は、複合構造委員会委員長候補者選考細則にしたがって決定し、理事会の承認を得る。

(5) 副委員長

副委員長は、必要に応じて委員の中から委員長が指名し、委員会の承認を得る。

(6) 幹事

幹事は、委員の中から委員長が10名程度を指名し、委員会の承認を得る。また、幹事の中から、幹事長1名を委員長が指名する。

(7) 顧問

顧問は委員会の発展に多大な貢献をした元委員とし、委員長が推薦して委員会の承認を得る。顧問には、事業・活動について相談し、助言を求めることができる。

第3条 幹事会

(1) 幹事会の開催

幹事会は、幹事長の招集により2カ月に1回程度開催し、委員長を補佐して次の任務を行う。

- 1) 委員会事業の企画、立案、受託研究の受け入れ
- 2) 各小委員会の活動状況の把握とその連絡
- 3) 委員会の議案の作成
- 4) 文書等の処理
- 5) 報告書の内容確認
- 6) その他委員長の指示する任務

(2) 構成

幹事会は委員長、副委員長、幹事長および幹事で構成する。

第4条 常設小委員会の運営

(1) 常設小委員会の設置

常設小委員会は、委員会において特に重要な事業についての遂行を目的として設置することができる。常設小委員会を設置する場合は、その目的および内容について幹事会で検討し、委員会の承認を得る。

(2) 常設小委員会の改廃

常設小委員会の廃止は、幹事会において検討し、委員会の承認を得る。

(3) 常設小委員会の構成

常設小委員会は小委員会委員長、幹事および委員で構成する。小委員会委員長、幹事、委員は委員長が指名し、委員会で承認する。また、幹事の中から幹事長1名を置くことができる。

(4) 選挙管理小委員会

選挙管理小委員会は、複合構造委員会委員長候補者選考細則にしたがって運営する。

(5) 学会賞推薦選考小委員会

学会賞推薦選考小委員会は、複合構造委員会による土木学会各賞等の候補推薦細則にしたがって運営する。

第5条 研究小委員会の運営

(1) 研究小委員会の設置

研究小委員会は、定められた期間および予算のもとで、具体的な課題の調査、研究を行い、学術、技術の発展に寄与することを目的として設置する。設置は、委員の発議に基づいてその目的や活動内容について幹事会で検討し、委員会の承認を得る。

(2) 研究小委員会の区分

研究小委員会は、その目的に応じて、示方書・指針類の作成等の重要な課題を扱う小委員会(以下、「第一種小委員会」という)、示方書・指針類の作成等に関する特定課題を期間限定で

扱う小委員会（以下、「準一種小委員会」という）および先端的な調査・研究等の課題を扱う小委員会（以下、「第二種小委員会」という）に区別する。設置される小委員会の区分については、幹事会で検討する。

（３）研究小委員会の存置期間

研究小委員会の存置期間は原則として１期２年以内とし、必要に応じて１期の延長を認める。ただし、準一種小委員会の存置期間は、複合構造標準示方書小委員会からの要請期間を優先とする。存置期間を延長する場合には、小委員会委員長が幹事会においてその理由および今後の活動内容を報告する。

（４）研究小委員会の構成

研究小委員会は、小委員会委員長、幹事長、幹事、委員により構成する。必要に応じ、副委員長を設けることができる。小委員会委員長は、委員長が推薦し、委員会で承認する。

２）第一種小委員会、準一種小委員会の副委員長、幹事長、委員、幹事は小委員会委員長が指名し、幹事会で検討したのち、委員会の承認を得る。

３）第二種研究小委員会の副委員長、幹事長、委員、幹事は、複合構造工学等の発展のために広く調査研究や課題を掘り起こし優れた人材の参加を得るために、原則として小委員会委員長の推薦もしくは公募とする。

４）研究小委員会の構成員のうち、幹事会の構成員である幹事のうちの一人が、小委員会活動の幹事会への報告を担当する連絡幹事を務めることとする。ただし、研究小委員会構成員に一人も幹事会構成員がない場合は、別途、幹事会構成員より委員長が指名した連絡幹事を置くこととし、必要に応じて研究小委員会の活動に委員として参加する。

（５）成果の公表

研究小委員会は、その活動終了時に成果の概要を委員会に報告する。また、成果をとりまとめた報告書を作成するとともに、講習会、講演会などを開催し、その研究成果を公表することを原則とする。なお、研究小委員会が出版できる報告書等の内容およびその認証の方法については別途定める「複合構造委員会成果の公表に関する申し合わせ」による。

第6条 受託研究小委員会の運営

（１）受託研究の受け入れ

外部から受託研究の申し出がなされた場合、幹事会でその諾否について検討し、受託が適切と認められた場合には、委員会に発議し承認を得る。ただし、緊急を要する等やむを得ない事情がある場合は委員会の承認を省略できる。

（２）受託研究小委員会の設置

委員会に受託研究の要請がなされた場合には、受託研究を遂行するために受託研究小委員会を設置する。受託研究小委員会の活動期間は、受託研究期間とする。

（３）受託研究小委員会の構成

受託研究小委員会の構成は、第一種研究小委員会に準じる。

(4) 受託研究の成果報告

受託特別研究小委員会は、その研究成果を委員会に報告するとともに、委託期間内に成果報告書を作成する。成果の公表については委託者と協議する。また、幹事会の要求に応じ、研究活動の途中経過を幹事会で報告する。

第7条 改正

この複合構造委員会運営細則の改正は、幹事会で検討し、委員会構成員の過半数の承認を得て行うことができる。

付則

常設小委員会として次の小委員会を設置する。

- 1) 選挙管理小委員会
- 2) 学会賞推薦選考小委員会
- 3) 国際連携小委員会
- 4) シンポジウム小委員会
- 5) 土木学会論文集特集号編集小委員会
- 6) 複合構造の継続教育小委員会
- 7) 300年暴露プロジェクト小委員会
- 8) 記念式典企画小委員会

付則

この運営細則は、平成18年1月26日から施行する。

付則

この改正運営細則は、平成20年6月27日から施行する。

付則

この改正運営細則は、平成24年1月25日から施行する。

付則

この改正運営細則は、平成24年9月29日から施行する。

付則

この改正運営細則は、平成31年1月23日から施行する。

付則

この改正運営細則は、令和5年1月20日から施行する。

付則

この改正運営細則は、令和5年8月10日から施行する。

付則

この改正運営細則は、令和7年1月27日から施行する。